

瀬戸市公平委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

瀬戸市公平委員会

委員長 石橋和裕

瀬戸市公平委員会規則第2号

瀬戸市公平委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市公平委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年瀬戸市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
条例等の名称	該当条項	条例等の名称	該当条項
瀬戸市情報公開条例 (平成12年瀬戸市 条例第5号)	<u>第6条第1項</u>	瀬戸市情報公開条例 (平成12年瀬戸市 条例第5号)	<u>第8条第1項</u>
瀬戸市個人情報保護 条例(平成5年瀬戸市 条例第25号)	<u>第16条第1項、第 29条第1項及び第 36条第1項</u>	瀬戸市個人情報保護 条例(平成5年瀬戸市 条例第25号)	<u>第16条第1項、第 21条第1項及び第 24条第1項</u>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。